

第4回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和4年4月5日(火)
- 2 開会日時及び場所
令和4年4月5日(火) 午後2時00分
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和4年4月5日(火) 午後3時50分
- 4 委員氏名

(1)出席者(17名)

1番 松尾 茂敏	2番 内田 弘幸	3番 田島 真一	4番 池田 兼三
5番 山崎 正典	6番 本田 浩	7番 草野 英治	8番 中川 實美
9番 徳永 玉義	11番 栄木 正孝	12番 鶴崎 高幸	13番 坂本 博
15番 森崎 茂徳	16番 笠原 勝	17番 小筏 正治	18番 林田 剛
19番 馬場 保			

(2)欠席者(2名)

10番 草野有美子	14番 東 康敬
-----------	----------

5 議事に参与した者

事務局長	増富 浩彦
参事補	藤吉 文女
参事補	酒井 伸也
農林水産部長	久米 重治
農林課長	岩本 忠彦
農林課長補佐	梶山 秀信
農林課参事補	原田 誠二
農林課主査	黒川 康介
農漁村整備課長	菅 康郎
農漁村整備課長補佐	松竹 隆範

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第18号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について
- 日程第4 議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第6 議案第21号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について

日程第7 議案第22号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について

日程第8 議案第23号 土地改良事業に参加する資格について

日程第9 報告第2号 非農地通知の発出について

7 農政推進に係る協議事項

(1) 農地等利用最適化推進施策に関する意見書への回答について

8 その他

午後2時00分開会

○議長（馬場 保君） ただいまから令和4年第4回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは議決事件の審議を行います。各委員の協力方、よろしく申し上げます。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規程第12条の規定により、17番、小筏委員、18番、林田委員、両委員を指名します。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第17号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第9、報告第2号、非農地通知の発出についてまでの議案7件、報告1件となります。

それでは、日程第2、議案第17号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書2ページを御覧ください。

〔議案第17号の説明〕

議案書3ページ、申請番号73番から76番と78番まで5件の申請がっております。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査会関係分は、申請番号73番から74番です。

申請番号73番、74番とも耕作利便のため買い受ける案件です。現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号73番から74番について、ご質疑がありましたらお願いします。
ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長から3件について説明をお願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査関係分は申請番号75番から76番です。

75番は、耕作利便のため買い受ける案件で、76番は規模拡大のため買い受ける案件です。
現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請75番、76番について、ご質疑がありましたらお願いします。
ご質疑ございませんか。

○委員（15番 森崎 茂徳君） ちょっといいですか。

○議長（馬場 保君） はい。森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 75番のですよ、耕作に立つ人がなく、耕作利便のためって、どういう意味ですか。買う、借りる人が耕作利便なら話は分かるんですけど、貸すほうも耕作利便というのは。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明を。

○事務局（藤吉 文女君） 事務局です。議案をつくる際の打ち間違いと思われまして。申し訳ありません。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 上下やろう。

○事務局（藤吉 文女君） 上下入れ間違いだと思います。申し訳ありません。

○委員（15番 森崎 茂徳君） はい。分かりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

ほかにご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長からお願いします。

○委員（7番 草野 英治君） 議席番号7番、西部調査会長の草野です。

西部調査関係分は78番です。

申請番号78番は、後継者である子が亡くなったため、孫に譲り渡す案件です。孫の結婚により別世帯になっておりますが同一経営体です。現地調査並びに協議結果についても特に問題あり

ませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号78番について、ご質疑がありましたらお願いします。

ご質疑ございませんか。

ご質疑がないようですので、議案第17号、申請番号73番から76番、78番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第18号、農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について、事務局に議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書5ページを御覧ください。

〔議案第18号の朗読〕

議案書6ページ、申請番号3番です。

詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から案件について、説明及び報告をお願いします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

申請番号3番は、申出者が長崎地方裁判所島原支部、令和元年、第10号広告の期間入札に参加するため、物件農地の買受適格証明者であることを証明するものです。入札に参加するためには、本証明書が必要です。東部調査会は申出者について、買受適格者であると判断しました。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号3番について、ご質疑がありましたらお願いします。

ご質疑ございませんか。

ご質疑がないようですので、議案第18号、申請番号3番は、願い出のとおり証明することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、願い出のとおり証明することに決定しました。

お諮りします。

議案第18号につきましては、落札者が決定し、農地法第3条第1項の規定による許可申請書

が提出された場合、その許可を会長に一任することを付帯決議とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、会長に一任することといたします。

次に、日程第4、議案第19号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書7ページを御覧ください。

〔議案第19号の朗読〕

議案書8ページ、申請番号33番から36番です。

詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から案件について、説明及び現地調査報告をお願いします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査関係分は、33番から34番です。

申請番号33番は、貸駐車場用地として転用申請されております。申請地は、農振白地、国見支所からおおむね300メートルの区域内にあるため、第3種農地と判断しました。

申請番号34番も、駐車場用地としての転用申請です。

申請地は農振白地、瑞穂支所から300メートル以内の区域にあるため、第3種農地と判断しました。

申請番号33番から34番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号33番、34番について、ご質疑がありましたらお願いします。

ご質疑ございませんか。

ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長お願いいたします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は35番です。

申請番号35番は、畜舎への転用申請です。申請地は、令和4年2月1日付広告で、用途区分が農地から農業用施設用地へと変更されています。

申請番号35番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号35番について、ご質疑がありましたらお願いします。

ご質疑ございませんか。

ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長、お願いいたします。

○委員（7番 草野 英治君） 議席番号7番、西部調査会長の草野です。

西部調査会関係分は、申請番号36番です。

申請番号36番は、車庫への追認申請です。昭和61年に会社のトラック車庫を隣接地の宅地を併用して建てたとのことでした。

申請地は農振白地、10ヘクタール以上の農地の集団にあることから、第1種農地と判断しました。しかし、隣接する宅地と一体として、同一事業の用に供する場合であって、事業の目的を達成する上で農地を供することが必要であり、第1種農地の面積割合が3分の1を超えず、非農地化の原因が人為的なもので、かつ20年以上引き続き非農地であるため、例外的に許可できる案件と思われまます。

申請番号36番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号36番について、ご質疑ありましたらお願いします。

ご質疑ございませんか。

ご質疑がないようですので、議案第19号、申請番号33番から36番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第20号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書9ページを御覧ください。

〔議案第20号の朗読〕

議案書10ページ、申請番号101番、102番です。

詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、中部調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会分は、101番と102番です。

申請番号101番は、特定建築条件付売買予定地として、宅地造成6区画及び進入路用地への転用を計画されております。申請地は、農振白地、上下水道の本管が埋設されている道路に面しており、吾妻中学校と土井歯科から500メートル以内にあるため、第3種農地と判断しました。

申請番号102番は、一般個人住宅用地への転用申請です。

申請地は農振白地、インター入口から300メートル以内の区域にあるため、第3種農地と判断しました。

申請番号101番、102番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号101番、102番について、ご質疑がありましたらお願いします。

ご質疑ありませんか。

ご質疑がないようですので、議案第20号、申請番号101番、102番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第21号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書11ページを御覧ください。

〔議案第21号の朗読〕

議案書12ページ、整理番号1番から議案書30ページ、整理番号32番までです。

整理番号12番から17番までは、所有権移転に係る案件、整理番号18番から32番までは、農地中間管理機構へ貸し付ける案件で、配分先まで決定する一括方式となっております。

詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第21号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る整理番号1番から11番について、ご質疑ありませんか。

ご質疑ございませんか。

ご質疑がないようですので、次に、所有権移転に係る整理番号12番から17番について、ご質疑ございませんか。

ご質疑ございませんか。

ご質疑がないようですので、次に、農地中間管理事業に係る整理番号18番から32番について、ご質疑ございませんか。

ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。本案件につきましては、坂本委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により退室をお願いします。

〔13番 坂本委員 退室〕

○議長（馬場 保君） それでは、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第21号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

ここで、坂本委員の入室を求めます。

〔13番 坂本委員 入室〕

○議長（馬場 保君） 満場一致で了解してもらいましたので報告いたします。

次に、日程第7、議案第22号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書31ページを御覧ください。

〔議案第22号の朗読〕

議案書32ページ整理番号1番から2番です。

本案件は再配分となっております。

詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申込みをした農業者へ再配分する計画が提出されたものです。

議案第22号に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

議案第22号、農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、原案について異議なしと回答することとします。

次に、日程第8、議案第23号、土地改良事業に参加する資格について、事務局より報告を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書33ページを御覧ください。

〔議案第23号の朗読〕

議案書34ページが追加の3条資格者名簿となっております。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

土地改良事業に参加する資格について、東部調査会から説明をいたします。

本案件は、令和3年11月5日の総会において、宮田地区土黒土地改良事業の計画変更に伴い、事業同意者が土地改良法第3条に規定する資格を有する者である証明を行うものです。同意者の追加があり、土地改良法第3条第1項第1号及び2号に該当すると東部調査会では判断しました。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

本案件について、ご質疑がありましたらお願いします。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第23号、土地改良事業に参加する資格については、申請どおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり承認することに決定しました。

次に、日程第9、報告第2号、非農地通知の発出について、事務局より報告を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書35ページを御覧ください。

〔報告第2号の朗読〕

議案書36ページを御覧ください。

受付番号1番です。

こちらは所有者より申出があった農地を、地元農業委員に確認していただき、B分類と判断されたため、非農地通知を発出したものです。

次に、議案書37ページを御覧ください。

令和3年度農地利用状況調査の結果、B分類と判定した農地のうち経営移譲年金受給者の農地を省いたものについて、令和4年3月17日付で非農地通知を発出しました。各町の筆数・総面積は表のとおりです。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

報告第2号について、ご質疑がありましたらお願いします。

ご質疑ございませんか。

ご質疑がないようですので、報告を終わります。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

ここで、暫時休憩とします。休憩後、農政推進に係る協議を行います。

○事務局長（増富 浩彦君） 議長、ちょっと時間ばもろてよかでしょうか。

○議長（馬場 保君） はい。

○事務局長（増富 浩彦君） 事務局です。委員さんの机の上に、雲仙市総合計画というのが乗っとうると思います。市長部局のほうから農業委員さんたちに一つずつということで、お渡しくださいということで預かってきておりますので、見とってもらえればと思います。

オレンジ色の農業委員会活動記録セットです。この間から調査会のときに、少し説明をしたやつ原本でございます。注文しとったら早く届いたもんですから、もう4月から調査会のときに、4月からつけて見てくださいということでお願いしとったもんですから、農業委員さんたちに早く手渡して、4月分から記入をしてもらえればいいのかと思っております。

記入するページは13ページから記入をして、4回、表と裏で4日分です。4日分が1枚、こう切り取って事務局に提出。（「ここ、切り取り」と言う者あり）はい。切り取り線がついてますので、そこを月末に、だけん1枚とか2枚とか、各委員さんで違うと思いますので、最低でも8日ということでお願いしとったけんが。1、2、3……。2枚。2枚は破って事務局のほうに

提出になるかとは思いますが。2枚以上の提出をお願いしたいと思っております。

10ページのほうに、そのつける項目が載っております。10、11、まあ11ページばちょっと開いてみてください。この間つけとったと同じなんですけど、つけ方が載ってます。農地太郎、一番上が活動記録は8月分ということで書いてあって、農地太郎って。

記入例が、道すがら荒れている農地がないか確認した場合ということで、日時が8月10日、活動時間20分。項目、3の①のイというので載っていますけども、10ページのほうにです。3の①のイというのがあると思います。朝田んぼに行く際に、周りの農地の無事を確認した現地確認が3の①のイということになりますので、四角の3番の欄、11ページのです。四角の項目の欄は3の①のイということで書いてもらって。

あとはもう四角の2番は場所なんですけど、圃場に丸をして、つけるところはもうほかにないと思います。詳細で自分の圃場に向かう途中、何とか地区の何々付近の圃場に異常がないことを確認したということであれば、もうこれで1回の活動になりますので。

こういうつけ方をしていくということで、徐々に慣れていってもらえればいいのかなど思っております。1回つけてもらって、何かこれがつけにくかばいとか、これはどがんかならんとなくなることがあれば、ちょっと事務局のほうに言うてもらえれば、今後また、もう今年はこれで行かんばいかんごたつとですけど、来年活動記録簿ば作成に当たって、注文とかもできると思いますので、一旦はこれでつけてもらうようお願いしたいと思っております。

以上です。

○委員（2番 内田 弘幸君） まちっと頭ひねって書きやすかごてしてくれると、すごくよかったがな。

○事務局長（増富 浩彦君） だいぶ言うて減らしてはもらったんですけど、どうしても国が求めとる、見える活動に必要な感じで残してはあつとですね。

○委員（4番 池田 兼三君） またよかですか。ちょっと4番についてなんですけど。

○事務局長（増富 浩彦君） はい。

○委員（4番 池田 兼三君） 会議、今までの調査会とかですよ。それに今日の総会については、この会議の中に書いてよかつですね。

○事務局長（増富 浩彦君） ああ、そうですね。はい。

○委員（4番 池田 兼三君） ということは、月に1枚は必ず、まあ2枚とか、1枚はそれに。

○事務局長（増富 浩彦君） 調査会は調査会、例月会議にも委員さんは参加さすけん、例月会議の分にそのまま参加された場合は、2の③ということでつけてもらって、関係機関との打合せ、担当地区の状況を事務局と共有した、中間管理機構の担当者に例月会議には参加してもらって、情報共有をしようかなと思っていますので。その例月会議に参加された委員さんは、その時間帯は2の③でつけて

もらって構いません。

○委員（18番 村田 剛君） 例月会議は2の3。

○事務局長（増富 浩彦君） ええ、2の3、2の③か。

○委員（18番 村田 剛君） 総会は。

○事務局長（増富 浩彦君） 総会は多分ならんとですもんね。総会はつけてはよかったですよ。つけてもらって構いません、総会。はい。総会は1の①で書いてもらわんばいかんですね。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 2の①に。

○事務局長（増富 浩彦君） はい。9ページに活動項目一覧で。すみません、私がちょっと一番上に法令による農業委員会の権限事項ということでありますので、1の①が総会、あと研修会等もですね。例月会議は雲仙市の農業委員会で特別に設けとる会議やけんが、2の③で情報共有でよかと思ひます。そがんつけ方をしてください。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 2の③。

○事務局長（増富 浩彦君） はい。2の③。

○議長（馬場 保君） 9ページば探せばよかですたいね。

○事務局長（増富 浩彦君） はい。だけん、ちょっと何でつければよかかかなて迷わしたときは、9ページと10ページばちょっとこれを見ながら、どういうに当たつとかなちゅうとば見て、つけてもらえればと思ひます。これはもう時間ば活動時間ということで、時間ば書くようになっていまして。（発言する者あり）いや、時間は、これは時間では集計は多分せんですもんね。だけん時間は1時間とか2時間単位で書いてもらってもよかです。家ば出た時間から家に着いた時間で構わんと思ひます。

○議長（馬場 保君） また22日の臨時総会のときに。

○事務局長（増富 浩彦君） はい。22日の日に、また推進委員さんたちにも、ちょっとお願いばせんばいかんもんですから。推進委員さんたちは結構まめにつけだす慣習が出来上がっておるけんが、農業委員さんも負けんごとつけてもらえればなと思ひております。

以上です。

○議長（馬場 保君） 3時まで休憩とします。

午後2時43分休憩

.....
午後3時00分再開

○事務局（酒井 伸也君） それでは、農政推進に係る協議を行いたいと思ひます。

協議事項としまして、農地等利用最適化推進施策に関する意見書への回答について、農林水産部より見えられておりますので、説明をお願いしたいと思ひます。

まず、農林水産部からの自己紹介をしていただきまして、それから意見書の回答について説明をしていただきたいと思います。その後質疑、意見交換をしたいと思いますので、よろしく願いします。

それではお願いします。

○農林水産部長（久米 重治君） 皆さん、こんにちは。私、農林水産部部長をしております久米と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○農林課長（岩本 忠彦君） こんにちは。農林課長をしております岩本です。よろしく願いします。

○農林課長補佐（梶山 秀信君） 農林課の班長をさせていただきます梶山といたします。よろしく願いします。

○農林課主査（黒川 康介君） 農林課の黒川といたします。労力支援を担当しております。よろしく願いします。

○農漁村整備課長（菅 康郎君） 皆さんこんにちは。農漁村整備課の課長をさせていただきます菅といたします。よろしく願いします。

○農漁村整備課長補佐（松竹 隆範君） 皆さんこんにちは。農漁村整備課松竹といたします。よろしく願いします。

○農林課参事補（原田 誠二君） 皆さんこんにちは。農林課原田といたします。初めまして。よろしく願いします。

○事務局（酒井 伸也君） それでは、労力確保対策についてから……。 （発言する者あり）

まず回答について、労力確保対策についてから回答をお願いしたいと思います。

○農林課長補佐（梶山 秀信君） それでは、農林課のほうから回答させていただきます。

○農林水産部長（久米 重治君） すみません。意見書の内容の説明をさせていただく前に、ちょっと一言ご挨拶のほうをさせていただいてよろしいでしょうか。

雲仙市農業委員の皆様におかれましては、日頃より雲仙市の農業振興にご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。皆様ご承知のとおり、現在の農業、農村を取り巻く環境は、担い手の減少や高齢化に加え、産地環境その激化、異常気象と思えるような高温、大雨、大型台風など非常に厳しい状況でございます。

このような中、市関係部局と農業委員会につきましては、双方が連携をいたしまして、農業経営の安定と地域農業の振興を図っていかなければならないと認めているところでございます。

また、農業委員の皆様、最適化推進委員の皆様が実施をしていただきましたアンケート調査や集落座談会の協力をいただき、令和2年度に人・農地プランを作成いたしまして、各集落の地図を作成することができました。

その資料を基にプランの実現に向けて、令和3年度は集落座談会を開催する予定でござい

たが、新型コロナウイルス感染症の影響により、十分な話し合いができなかった地域もございますので、今後の感染状況を注視しつつ、各地区において随時開催をしたいと考えておりますので、今後も皆様のご協力をよろしく願いをいたします。

本日は皆様からご意見・ご要望等として提出をしていただきました雲仙市農地等利用最適化推進施策に関する意見書についての回答をさせていただく機会としてお時間を頂いているところでございます。この後回答をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

最後に、今後とも農業委員会のご協力・ご指導を賜りながら、農業経営の安定と地域農業振興発展のために取り組んでまいりたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしく願いいたします。

○農林課長補佐（梶山 秀信君） それでは、農林課のほうから回答をさせていただきたいと思います。

労力確保対策についてということでの回答になります。

農業者において労働力が不足する時期が異なっており、周年雇用及び農繁期の臨時雇用のいずれかの雇用形態におきましても、労働力が不足している状況であるため、労働力の不足する時期に対応した雇用形態の情報発信が必要であると考えております。

令和3年度は、周年雇用につきましては、（株）エヌの派遣事業を紹介するとともに、臨時雇用につきましては、農福連携を希望される農業者への情報を福祉事業所へ提供し、農業者と福祉事業所の意見交換の場を設けることで、イチゴやアスパラガスの管理作業において9件のマッチングを成立しました。

また、県を通じて一日農業バイトの仕組みを紹介いただき、臨時雇用に対して有効的な仕組みであると感じたところがございます。

また、本年4月に事業開始が予定されている建設業者や漁業者、農業者など6事業所により構成される雲仙市地域づくり事業協同組合が雇用した人材を繁忙期に派遣できるよう準備を進めているとお伺いしております。

今後、農援隊や（株）エヌ、シルバー人材センター等の既存の雇用形態に加えて、雲仙市地域づくり事業協同組合やマッチングアプリを活用した一日農業バイトの仕組みを、随時、認定農業者や認定新規就農者の皆様に文書にて周知し、多様な人材の取組に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、年間を通じて常時雇用できるよう農業者自らも雇用者として確かなスキルを身につけていただくとともに、働きやすい労働環境や諸条件の整備が重要でございますので、関係機関と連携し、指導・助言を行うなど、引き続き農業者と連携を図りながら、労力確保に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

2つ目に、任意組合においても活用できるよう県と協議を行いました。が、（株）エヌを通じた

外国人材の派遣先は個人や法人に限られており、法人格を持たない任意組織内で、それぞれの農家が支持を行う雇い方では責任や指揮命令系統の所在が曖昧であるため、認められないとのことでした。

仮に任意組織で活用する場合は、任意組織の代表者A氏が組織内の農業者B氏の農業者を適正に請け負うことができるのであれば、A氏に外国人材を派遣し、B氏の農作業を請け負うことが可能だと伺っております。この場合、外国人材に作業内容を指示する指揮命令系統はB氏ではなくA氏から行うことになることをご留意の上、ご検討いただければと存じます。

また、JA島原雲仙に出荷されている農業者におきましては、JAが仲介し、南串山町において農援隊を併せて（株）エヌによる外国人材を労働力として活用されておりますので、JA島原雲仙にご相談ください。

ただ、現在新型コロナウイルスの状況により、（株）エヌを通じた外国人材の派遣を希望しても、出入国の審査が下りずに日本に入国できない状況に直面しているため、（株）エヌにおいても人材を確保することができず、必要な時期に外国人材を派遣されないという状況になっておりますので、今後の状況を注視し、対応されると伺っております。

（株）エヌにおける取組につきましては、派遣法などを考慮し、県内の皆様のご意見を伺いながら決めておりますので、今後も皆様のご意見を伺い、農家のためになる使い勝手のよい事業となるよう要望してまいりたいと考えております。

以上になります。

○事務局（酒井 伸也君） それでは、今までのところで質問等ございませんでしょうか。森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 農協に頼んでもさ、一部の人間にだけやっても一緒じゃない。こがんとぼっかりあるど。JAと提携しとるって言うけどさ。時期は一緒に、そればしたけんで、そんちこれは全部一緒よ。

しかし、もう一部の、その1%か2%の人間にしかやらんとさね。そやけん、どがんJAJA言うても何にならんとよ。その市のほうが、そがん言うけど。俺たちぐらいには何言いよらん感じ。それだけです。

○農林課長（岩本 忠彦君） 先ほど森崎さんから意見を頂いたんですけども、JAのほうにも、その（株）エヌと、もう一つは派遣のほうを受け入れをされている状況ですね。おっしゃるとおり忙しい時期というのが重なっているものですから……。

○委員（15番 森崎 茂徳君） いや、そして一部のさ、もう1軒か2軒に集中してずっとやるとき、そがんとがちょっとおかしかなと思うんですよ。全体的に回せばよかけどさ。

○農林水産部長（久米 重治君） 分かりました。その辺については、私たちのほうからもJAのほうに。

○委員（15番 森崎 茂徳君）　　それで、JAにやいやいやいやい言うとする。

○農林課長（岩本 忠彦君）　　分かりました。こちらからも要望してまいります。

○事務局（酒井 伸也君）　　ほかにありませんか。

ないようでしたら、次の2番の項目についてお願いします。

○農林課長補佐（梶山 秀信君）　　それでは、2番目の回答をいたします。

農地中間管理機構関連の農地整備事業につきましては、様々な条件がございますが、農家負担ゼロということもあり、農業者にとっては魅力的な事業であるため、農林課におきましては人・農地プランの集落座談会等を活用して周知を図っているところでございますが、近年のコロナ禍により、集落に出向いての説明会が難しいこともあることから、限られた集落でしか座談会が開催できない状況にあります。

このようなことから、市の光輝く雲仙力アップ事業のパンフレットに掲載するなどして、広く事業周知ができるように努めております。今後も農漁村整備課と連携し、コロナ禍の状況を見ながら事業の周知、推進につなげていければと考えております。

以上になります。

○農漁村整備課長補佐（松竹 隆範君）　　農漁村整備課からです。

農地中間管理機構関連農地整備事業についてですけれども、基盤整備事業については地元からの申請事業であり、要望があった地域において地元受益農家への事業についての説明会や意見交換会等を行い、地元がまとまった地域において事業推進組織を形成し、事業の各種検討や事業区域の選定を行っていく流れとなっております。

基盤整備事業の推進については、農家や地権者の意向を十分に把握し、地域の合意形成を図っていく必要があります。

基盤整備事業につきましては、地元事業推進組織を中心に、市や県と一体となり事業の推進を行っています。

事業の要件といたしまして、対象農地（田・畑）が農振農用地区域内であること。対象農地5ヘクタール以上であること。これは整備後の面積です。対象農地の全てが担い手（認定農業者）に集約され、その農地の8割以上をまとまりのある農地として担い手に集約すること。事業対象農地全てに農地中間管理権が15年以上に設定されていること。畑地かんがい施設の新規整備は実施できない。区画整理区域内に既存水源や排水路、パイプラインが既に整備されている場合の畑かんの整備については要協議となっております。

これについてですけれども、令和4年度からですけれども、畑かん管理道路関連については、事業整備水準の見直しを、今現在検討されている予定であります。ちょっとまだはっきりしたことが言えていない状況です。

負担割合が、国62.5%、県27.5%、市10.0%、農家負担ゼロです。農家負担ゼロとありますが、事業実施に伴う必要な組織等の運営経費等については、別途必要となります。

以上の要件がありますように、対象農地が中間管理権を有することが必須条件となります。機構の申し込みにありますように農業振興地域内の農地であることや、農地が荒れていないこととありますように、耕作放棄地については対象農地に該当しない場合があります。

そのため、耕作放棄地となっている農地につきましては、国、県及び市の事業などを活用して、その対策方法を検討する必要があります。

質問にあります計画から事業完了までの期間が7年かかるというスケジュールの問題でございませうけれども、①、準備段階が地元体制・営農検討等を2年から3年、②、計画作成、事業計画書作成ということで1年、③、事務手続、土地改良法の手続等です。を1年。

以上が一般的なスケジュールで、事業着手までは四、五年を要することとなりますが、地元が一つにまとまり、事業推進が図れば、①の準備段階を短縮することは可能であります。

現在の推進状況としましては、国見2組織、吾妻3組織の計5組織について、地元の事業推進組織が設立されており、現在、各地区の推進状況に応じて検討会を開催しております。

内容としましては、地域における関係農家、地権者への意向確認、アンケート調査等や、事業実施に伴う仮同意の取得、基盤整備の事業区域内の選定、整備水準協議、区域内を把握するための現地踏査等を実施し、各地区の現状に応じた検討を行っています。

以上の内容により、①の準備段階は最短で二、三年必要となりますが、相続調査事務や埋蔵文化財区域が点在していることによる整備水準の見直しによる調整や、仮同意取得の進捗に応じて、準備期間延長が必要となっております。

今現在、説明にありました国見地区の2地区については、下八斗木区域、魚洗川地区、吾妻地区について3地区です。湯田川・大塚川地区、山田原東地区、川床地区とあります。

事業推進のための取組の項目といたしまして、事業推進区域の決定、各種検討、地元合意形成、これは仮同意率が95%以上となっております。それと相続調査、埋蔵文化財事前調査などがあります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○事務局（酒井 伸也君） ただいまの説明について、何か質問等ありますか。森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） あのさ。思うに、やっぱり認定農業者が約8割いるとやろ。

○農漁村整備課長補佐（松竹 隆範君） そうですね。はい。

○委員（15番 森崎 茂徳君） じゃあ、認定農業者を2名しかおらんとに、農地は5町ぐらいあるとですか。しかし、2名しかおらんとすたい。その場合はどがんなるとかな。いや、したかというとはした、その話が出とっすたい。

それと、何というか、この水道、水道がもう古くなって、恐らく40年ぐらい畑かんば、しちやかちやなって、それ。そして畑の中を畑かんが通つとるとき。今もう逆に畑に泥が流れて、トラクターで埋まるごたる状態よ。そがんとは整備はでけんかなと思って。

○農漁村整備課長補佐（松竹 隆範君） 今、はっきりとはちょっと今は言えませんが、説明の中で6ページですね。6ページでありました、今現在はそのパイプラインの整備なんですけども、既存のその水源があるところですね。そこはちょっと要協議で整備が。

○委員（15番 森崎 茂徳君） それもやっぱり道路にもう持っていかんとさ、畑に陥没したりしとるけんが、トラクターでは。

○農漁村整備課長補佐（松竹 隆範君） そこは整備するときですよ。この既存のその水源があること。

○委員（15番 森崎 茂徳君） それも金の出るってなれば申請ばしたかなと思うとですたい。

○農漁村整備課長補佐（松竹 隆範君） そこはちょっと、現地をよく確認してからということですね。

○委員（15番 森崎 茂徳君） うん。いやいや、それだけん話ば聞きよるとですよ。

○農漁村整備課長補佐（松竹 隆範君） はい。

○委員（15番 森崎 茂徳君） だけん、それが後でできるということね、簡単に言えば。じゃ、一応確認は。

○農漁村整備課長補佐（松竹 隆範君） 今のははっきり言ってですよ、ここにありますけんかていうことで。その県のほうにもいろいろ聞いてみて、どうこういう案件が、今、あるとばってんという、そこは確認はさせてもらいたいと。

○委員（15番 森崎 茂徳君） そこを畑そうを、あれはそうしてせずに灌水だけそこはしとるとですか。今、そやけん、畑はそうしたかけど、認定農業者が2人しかおらんもんやけん、5町の畑が。それがちょっと。どうしても一般の人が農業ばしよらすもんやけんさ。そうしていればもう半分ぐらいになってしまうとさね、結局。そこがどがんかなと思って。

○農漁村整備課長（菅 康郎君） 今、森崎さんが言われているのは、畑かん事体をどうにかしたいという、そういう質問ですか。

○委員（15番 森崎 茂徳君） いや、その質問、いや、畑かんもしたかですよ。よかかけど、認定農業者が8割てなつとるけん、そこがちょっとネックになっていますよね。それか、5割なら5割でよければということだったんで。

○農漁村整備課長（菅 康郎君） すみません。ちょっと実情をいろいろ教えてもろて、それでどうなのかというとは。

○委員（15番 森崎 茂徳君） こがんときに聞いとかんば、どうもならんたい。

○農漁村整備課長補佐（松竹 隆範君） はい。まあ、ちょっと営農計画とか立てますので。

- 委員（15番 森崎 茂徳君） また向こうもさ、知っとるけんが、うちに来てやらなん。
- 委員（4番 池田 兼三君） よかですか。千々石の池田ですけど。
- 事務局（酒井 伸也君） はい。どうぞ。
- 委員（4番 池田 兼三君） この推進地区が国見地区と吾妻地区とありますね。この国見地区は、これは畑ですか。それと、吾妻地区についても、これは、水田はないわけですかね。3地区の中で水田。
- 農漁村整備課長補佐（松竹 隆範君） 国見は畑ですね。
- 委員（4番 池田 兼三君） 吾妻は。
- 農漁村整備課長補佐（松竹 隆範君） 吾妻が湯田川を使う側が一部水源があるんですけども、今はちょっと調整中なので、その水田を畑地化とか、今、話をしていますので。
- 委員（4番 池田 兼三君） いや、なんで私が聞くかというんですよ、私、千々石の木場地区ですよ。ほとんど水田地帯ですよ。それで、今の季節が全部コンクリート畦畔をしとるわけですよ。そうした場合、この基盤整備の計画では、恐らく土畦畔じゃろうと思うわけですね。
- そやけん、その土畦畔をですよ、昔は起債事業とか、補助対象外を起債事業とかで対応しよったけど、その土畦畔のままでも、当然今の季節はコンクリート畦畔ですから、関係者にこういう推進をする中では、土畦畔では非常に推進はしにくいと。
- それで、今の季節のコンクリート畦畔に圃場整備をした場合、恐らく補助対象では無理だろうと思うわけですね。それで、何らかの起債事業とかでさ、対応できないか。そういう話まで持っていかなと、現実に圃場整備の推進が難しいと思うわけですね。うちの地区は特に。そういうところも強調しとる人もおるです、推進をする場合。
- 農漁村整備課長補佐（松竹 隆範君） そこは、ちょっと説明にあります地区で推進委員会を立ち上げるんですけども、その中で整備水準関係ですね、そこは協議をしていくことなので、この準備期間ですら検討材料として、地元の意見を確認して。
- 委員（4番 池田 兼三君） いや、地元の意見は聞いてもよかけど、大体数字、それはその行政側としてさ、こういう仕方がありますよとか、何かそういう考え方をさ、やっぱり、また何かしてほしかつですよ。
- 恐らくそういう、その話が出てくるわけですよ。それで、特に畦畔率が高ければですよ、減歩率もそれだけ高くなるけんさ。圃場の有効面積が少のうなると、それも出てくるけんですね。そやけん、何らかのその対策が考えがなかかどうかをですよ、無理矢理にやっぱり行政側として話の材料にしてほしかと思うわけですよ。
- もうただ単に国の補助基準だけで話をしたっちゃさ、そういうところはなかなか納得いかんですね。現在、特にもう全てがコンクリートを選んでしとるもんじゃから。単独でも市の補助事業

で、単独でもできますよという話になってくれば、また違うけどね。

○農漁村整備課長（菅 康郎君） いいですか。先ほど6ページに区間割合、まあ条件をクリアした場合ですね。負担割合として、農家負担としてはゼロなんですよというふうな状況が、今はなっています。

過去にずっと圃場を整備した際は、自分、瑞穂なんですけども、過去ずっとしてきましたけど、農地畦畔をコンクリート畦畔というとは、まず、すみません。なかったです。そんなときも逆に農家負担はもっと高かったです。

それが、今、その条件をクリアするとゼロになるというところからすると、逆にどうしてもその農地をコンクリートでせんばいかんて、個人さんが思われるのであれば、その負担分は、昔の事業と比べれば大分優位なので、そこは自分たちでどがんかって考えていただければというのが、今の答えられるレベルです。

そういうご要望があった分に関しては、県のほうにもちょっと確認はさせていただきたいとは思いますが。

○委員（4番 池田 兼三君） それで、今の回答ば入れたら分かるわけですから、私は。今も地元で推進委員を持っていく場合だったら、大体こんぐらいやけん、適用しちょっとでしょう。よろしく。

○農漁村整備課長（菅 康郎君） 確認だけはさせていただきます。

○事務局（酒井 伸也君） ほかにないでしょうか。

○委員（6番 本田 浩君） 国見地区ですよ、下八斗木といわれるのは、それは、今、どの段階まで進んでいるんですか。

○農漁村整備課長補佐（松竹 隆範君） 推進委員会は設立しているんですけども、ご存じのとおりちょっとコロナの影響で、会議がなかなか開催ができていない状況で。今……。

○委員（6番 本田 浩君） 進んでいないんですかね、それから進んでいないわけですか。

○農漁村整備課長補佐（松竹 隆範君） 市も、魚洗川地区ですね。魚洗川地区は地元の仮同意ですね。個人さんのほう、仮同意関係を、今、進めている段階です。下八斗木もちょっと同様に進めるようにしていたんですけども、ちょっとコロナの影響で、場所が公民館でちょっと会議をしている状況もありまして、コロナの影響でちょっと寄れない状況が続いております。

○事務局（酒井 伸也君） よろしいですか。鶴崎委員さん。

○委員（12番 鶴崎 高幸君） 二、三、ちょっとお伺いして、順番にちょっと聞いていきます。端的に行きます。

この圃場整備に対しましては、5ヘクタール以上が必要であるとありますけども、これに関して、5ヘクタールと、もう絶対だめですか。5ヘクタール。

○農漁村整備課長補佐（松竹 隆範君） これは要件が5ヘクタールで、もともとが申請面積は5ヘク

タールではなくて、完成後です。整備後に5ヘクタールということなので、もともと申請で、先ほど話でもありますがおり減歩とかがありますので、その完成後に5ヘクタール以上ということが要件となっております。

○委員（12番 鶴崎 高幸君） それなら、どこかの、近くの圃場整備に飛び地としての参加ということでの申請っていうのは可能なんですかね。

○農漁村整備課長補佐（松竹 隆範君） そこはちょっと他地区の状況もありますので、他地区が、ちょっと受け入れる関係がありますので、そこは協議をしてから進めていかなきゃいけないところがあります。

○委員（12番 鶴崎 高幸君） 分かりました。最後にもう一つ、その大体5ヘクタール前後なんですけども、圃場がですね。その中で一人どうしてもやらないという人間がおりまして、その面積にしましては、例えば5ヘクタールであったら、やらないという人の面積っていうのは大体何%ぐらいまで許されるっていうか、それでもできるっていうことか、もしくは100%の参加同意が必要なのか。

○農漁村整備課長（菅 康郎君） 5ヘクタールというのは、その地区内が5ヘクタール以上、仕上がりで要りますよということで、しないという方の面積はもう最初から入れずに5ヘクタール以上が必要ですよということなんです。

○委員（12番 鶴崎 高幸君） じゃあ、そこにやらないという人がいても、そこを除外しての整備というのは可能なわけですね。

○農漁村整備課長（菅 康郎君） 状況にもよるとは思いますけども、まず。

○委員（12番 鶴崎 高幸君） 分かりました。また相談に伺います。

○事務局（酒井 伸也君） ほかにないでしょうか。

ないようでしたら、次の3項目めについてお願いします。

○農林課長補佐（梶山 秀信君） 農林課のほうから回答いたします。

市において定めている認定農業者の基準としては、国や県の基準を参考に本年度改正を予定しております市の農業経営基盤の強化に関する基本構想を基に定めているところでございます。

具体的には農業を主業とする農業者が農業経営の発展を目指し、年間労働時間2,000時間程度、目標所得おおむね400万円を5年後に達成できる農業経営改善計画書を作成し、達成する見込みがあると認定審査会において認められなければなりません。

要件の改正並びに緩和を行うことは、専業農家として収量の向上や反収の増加など、日々努力し、農業所得の向上に努め、認定農業者になっていらっしゃる方々に不信感を与える可能性が考えられますので、要件の改正や緩和を行うことは困難であると考えております。

しかしながら、ご意見のとおり半農半Xや兼業農家、定年帰農者等も多様な担い手として期待

できますので、農業を主たる経営としている半農半X、兼業農家、定年帰農者等の皆様におかれましても、認定農業者の要件を満たすよう指導助言を行い、認定農業者になっていただくよう推進していくとともに、農業委員会や県等関係機関と連携し、対応を模索してまいりたいと考えております。

以上になります。

○事務局（酒井 伸也君） ただいまの説明について、質問等はございませんでしょうか。馬場会長。

○議長（馬場 保君） 吾妻の馬場です。回答書には認定農業者の資格とか、そういうところを書いてはあるんですけど、この付近の緩和もないんですか、数字的に。

もう一点ございますけど、よろしいですか。

農地を守るという立場になればですよ。やっぱり、どうしても認定農業者はどうか、そういう問題でなくして、全体のマンパワーが必要なんです。その付近で、この文章では、何ですかね、不信感を与える可能性が認定農業者に対しての言葉を書いているんですけど。逆の認定農業者じゃなくして、やっておられる方からも、今度はそういう資格認定を農業者になっとらす人に対しても言っているんですよ、現に。

そういうところもある程度は農地を全体で守っていこうというような形をお願いできればと思います。緩和の方向にですね。立場的には、その専業でしとる人が一番大変とは思いますが、やっぱり全体の力がないと、やっぱり結局は一緒になるですよ、何年かたって。遊休農地ばかり増えてくる。いいとこだけしか耕作しない。そういうところが段々目に見えてきとるんですよ。その付近にも視点を置いていただければと思います。

以上です。

○農林課長（岩本 忠彦君） ただいま馬場会長のほうからご意見を頂いたところでございますが、認定農家の基準の数値につきましては、目標400万円という数値はもうございます。これを県や他の県内でも、よその地域でも400万円という基準を600万円に上げようという動きに今はなっている状況でございます。

ただし、雲仙市としましては、400万円を目標として、今後も続けていって、より多くの所得を上げられる農家をつくっていこうというふうに考えているところです。

今回農業委員会のほうから意見を頂きました認定農業者等でない方も含めて、農地を全体で守っていけるような対策を取ってほしいということでございますけれども、ここにつきましては、認定農業者でなくて半農半X、また兼業農家の方や、定年帰農者等が利用できる補助事業等の創設を、今後も進めてまいりまして、みんなで守っていけるような方向にかえさせていただきたいというふうに考えております。

その辺については、農業委員会の皆様にもご相談をしながら進めていきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○事務局（酒井 伸也君） ほかにないでしょうか。

ないようでしたら、次の4項目めについて申し上げます。

○農林課長補佐（梶山 秀信君） 回答いたします。

令和3年度におきましては、新規補助事業の説明や今年度改正を予定している市の農業経営基盤の強化に関する基本構想の意見徴収など、機会があるたびに参加させていただきました。今後も各種事業の説明や意見交換、要望内容の進捗状況の報告等、月初めの総会に適宜参加し、情報共有を行っていきたいと考えております。

また、農地の利活用や維持管理に関する市の考えや、市として対応できること、できないことなどの情報提供を行い、お互いに理解し合い、現実的な取組の実現に向け、連携していければと考えておりますので、農業委員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上になります。

○事務局（酒井 伸也君） ただいまの説明に質問等ございませんでしょうか。森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 農林水産課でさ、補助事業をいつもするけどさ、申請は出させて、手数料なんかそんなのは払わせても、入札の段階でお金がありませんでしたっていう、駄目でしたっていう、そいじゃちょっと困るとよね。あの機械類の補助事業さ。

○農林課長（岩本 忠彦君） 国の3分の1。

○委員（15番 森崎 茂徳君） そうそう。そがんとぼもう少し国から幾らぐらくっどかって調べから申請をさせればよかのにさ。

○農林課長（岩本 忠彦君） よろしいでしょうか。森崎委員がおっしゃるとおりでございます。国のほうからはいきなりこの事業をやるから、2週間後に市の取りまとめを出してくれと。

○委員（15番 森崎 茂徳君） そしてばたばたしてから、下んほうは金が来ませんでしたって。

○農林課長（岩本 忠彦君） そうです。はい。それで、その要望調査は来るんですが、農家さんに私たちとしましても、いち早くお知らせをして、希望者を取りまとめて、データで県のほうに上げてまして、県が国に上げるんですね。国のほうもその全国から上がってきたデータを精査して、おっしゃるとおりポイントの高い地区から採用されていきます。

○委員（15番 森崎 茂徳君） ポイントは、俺は知らんよ。

○農林課長（岩本 忠彦君） はい。そういうふうになっておりまして、市としましてはいち早く農家さんにお知らせをして、要望者と事業費を聞き取りを行っております。それを基に県、国へ報告をしまして、国からこの地区は対象になりませんでしたというふうにして、いつも長崎県下でも取り合いの状況です。

○委員（15番 森崎 茂徳君） うちなんかは、雲仙市は一切来ませんでしたという意見も、出したとそりゃって言って、市にも初めから申請出さすんなって。

○農林課長（岩本 忠彦君） はい。私たちもそがん言いたかったですけど、そこを何とか取れるように頑張っている状況なんですけど、その辺につきましても、県を通じまして国の農政省のほうに意見として伝えさせていただいておりますので、今後も一つでも取れるように頑張ってまいりますので、よろしくをお願いします。

○委員（15番 森崎 茂徳君） そるけん、じゃあ1回が、した者もおどろが、それはまあ保留にしとつてもろて。市がさ、一回一回、何回も出さするよりも、一回出させて、市のほうが、市が保留しとつてくれればよかつさ。その前、次の年もまたそうやってまた行くやろう。それよりも、もう結局頼んどつとやけん、そいで保留ばしとつてもらえんかな。

○農林課長（岩本 忠彦君） すみません。そこがですね、やっぱり、一回一回聞き取りを。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 一応それを頼んどかんばね。

○農林課長（岩本 忠彦君） はい。分かりました。すみません。

○事務局（酒井 伸也君） ほかにないでしょうか。

○委員（4番 池田 兼三君） よかですか。

○事務局（酒井 伸也君） はい。どうぞ。

○委員（4番 池田 兼三君） これ、意見する場合の聞き取りはよかですかね、この際。意見集会でもよかですか。あれですか。所管というか、横の所管のうちの調整をしとつてもらいたかわけですよ。というのは、いろいろ施策を我々がした場合、その農林のほうでいいですよって、それで申請して、道路に私道にしたわけですよ。それをあとは設置した後、今度は監理課のほうから駄目ですよって言うてきたわけですよ。

ところが、私たちが言えばそこまで、監理課と農林のほうで話をした上で許可を出しよつとかなと思うわけですよ。それで、結果的には監理課のほうと話をして、監理のほうも一応折れてはくれたわけですよ。

そういうことがあるもんですから、一応指示を、許可した場合はですよ。そういうほかの所管に関係している分についてはですよ。調整をした上で許可を出してほしいと思うわけですよ。よろしくをお願いします。

○農林課長（岩本 忠彦君） 分かりました。その辺を注意して、説明会等でも詳しく説明するとともに、所管課のほうに連絡を取り合いたいと思います。

○事務局（酒井 伸也君） ほかにないでしょうか。

ないようでしたら、最後に馬場会長のほうから一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

○議長（馬場 保君） 後ろのほうからよろしいですか。

本日は農林関係の皆様方、一堂に会していただきましてありがとうございます。今後とも農業委員会といろいろ共有しながら、協議会の有意義な会議になることを期待しておりますので。本日はどうもありがとうございました。

以上で、回答については終了となります。

農林水産の皆さんありがとうございました。

午後 3 時 50 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年 4月 5日

議 長

署名委員

署名委員